長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月19日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同 轟 光昌

同 小林義直

同 小林治睛

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度 定期監査(前期・後期)(23監査第111号)分

指摘事項	平成24年度の措置状況(当初)	平成25年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
	今後、公印については教育委員会総務課で備品と	せ、管理状況の見直しを指示し、平成24年度末までに完了した。 に完了した。 なお、公印の管理は、引き続き総務課における「公印台帳」で行っている。	教育委員会総務課